

学校保健

No.167

(財)日本学校保健会

○ I. 定期健康診断の計画と実践

○ II. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の役割

○ Q & A
健康診断の結果を行動化する

会報をよくするため、読者のご意見を求めています。お葉書をお寄せください。



学校保健の前進のために

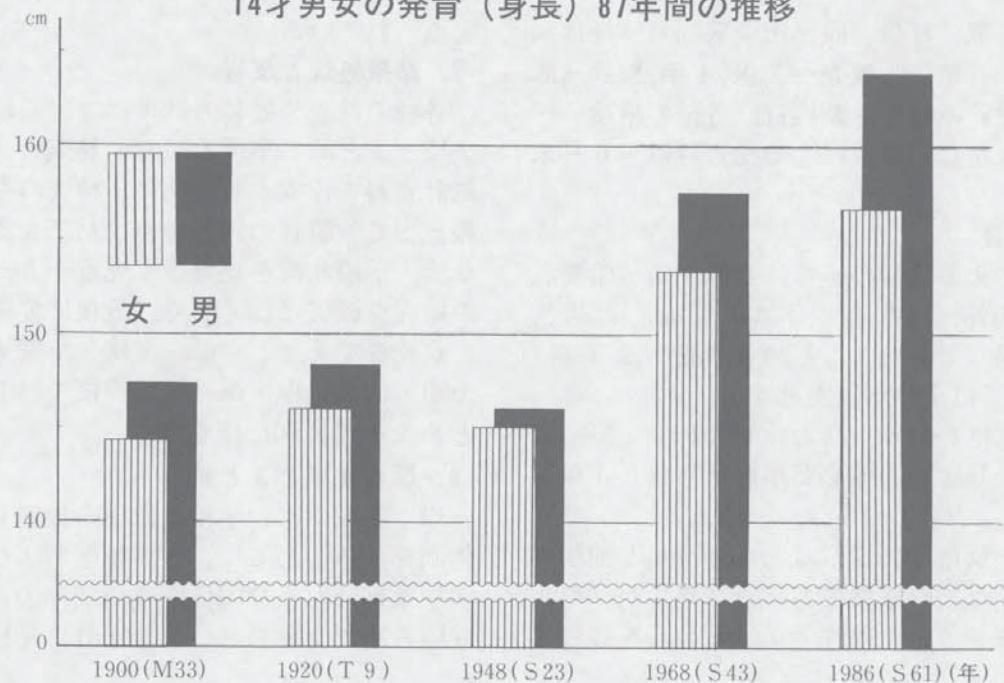
(財)日本学校保健会 専務理事 和久井 健三

児童生徒の健康の維持・増進を図るために学校が中心となって、保健活動をすることが、学校保健の本旨でなければならない。また、これらを推進するために学校保健関係者が、それぞれの立場で、専門的な助言や勧告をするのである。これらの助言や勧告が、学校保健のすばらしい進歩に大いにあずかっていることは、いうまでもない。

児童生徒は、社会環境の変化のため、いろいろな面で大きな重荷を背負わせている。心に問題を持つ児童生徒が多くいるのも、そこに大きな要因があるといつてもよいだろう。

心の問題が、学校保健の重要なものとしてとり上げられて数年になる。専門的な助言や報告も多大に寄与しているものの、なかなか減らないのは、学校・地域・家庭の三者の連携が、もっと緊密にならないからだと思う。関係者のなお一層の努力を願ってやまない。所感の一端を述べ、専務理事就任の挨拶とする。

14才男女の発育（身長）87年間の推移



I. 定期健康診断の計画と実践

東京都千代田区立芳林小学校養護教諭 荻原 静子

1.はじめに

毎年本校で実施している定期健康診断の計画から実施・事後措置までについて記し、諸先生方のご指導を仰ぎたい。

2.定期健康診断の法的根拠とねらい

学校教育法第12条を受けて、昭和33年に学校保健法が制定され、定期健康診断の実施については第2章第6条に規定されている。

実施の時期については、同法施行規則第2節第3条に、「毎学年6月30日までに行うものとする」とある。他に検査項目及び方法も規定されているが、ねらいを以下のようにとらえている。

- (1) 子供たちの健康状態の把握（疾病の有無並びに健康度の評価）
- (2) 疾病異常の有無・早期発見と適切な事後措置
- (3) 子供たちに自分の発育や健康状態を理解させ、自主的に健康生活を実施できる態度を身につける。
- (4) 統計結果等から、健康管理・指導のための資料収集をする。
- (5) 学校における保健活動の効果到達度を評価する。

3.定期健康診断の計画立案と実施手順

学校では、上記のことをふまえて、教育活動としての健康診断の計画を立案する。養護教諭(保健主任)や保健関係職員が中心となって原案を検討し、学校行事としても効果的・能率的に実施できるような手順を考える。

保健調査（心臓、耳鼻、眼、伝染病等）→身体測定→寄生虫卵・腎臓(尿)検査→X線(1年)検診→眼・耳鼻・歯科検診→総合診断(各種・各科の検診データを参考にしながら学校医による総合健診を6月末に終了する。

4.検査項目

規則第4条による項目のうち、身体測定、栄養状態、脊柱及び胸郭、視力(ランドルト環法)、尿(腎)、寄生虫卵、心臓(アンケート)の各検査、眼、耳鼻、歯、内科については全学年に実施する。

色覚については1・4年、聴力検査は1・3・5年、X線検査は1年全員とその他必要が認められた4年生等が対象となる。

ツベルクリン反応、BCGは、1年全員と前年度にツベルクリン反応が陰性であった2年生がツベルクリン反応検査を受け、陰性者にはBCGを接種する。

5.事前、事後の指導

(1)事前指導

子供たちの発達段階に応じて健康診断の事前指導を実施する。指導内容は健康診断の目的、検査項目、受検日、受ける順序と方法、体の清潔や衣服などについてである。特に検査場所での態度や、自分で着脱し易い衣服を着てくること、計測の正しい受け方(髪形も)、歯みがき、うがい、耳垢除去などについて丁寧な指導を行い、これから健康診断を受けるのだという心構えを盛り上げる。また検査や測定を受ける時の健康手帳の出し方など細かい点の指導等もしておく。

(2)事後指導

検査や測定の結果を、ナマの資料として活用する。
 ○一年間でどれだけ成長したか。病気や異常がなかったんだろうか等を確かめをさせる。
 ○病気や異常が発見された子供には、治療や矯正などの受診指導をすると共に、健康の保持増進への努力をするように指導する。
 ○病気や異常がなかった子供には、現在の健康を保持・増進をする努力について指導する。

6.事後措置

○結果の通知は、規則第7条により、健康診断のあと21日以内に行う。それによって子供たちも保護者も健康(発育や疾病異常)に対して一層理解が深まる。措置は、疾病の予防処置に始まり発育健康状態等に応じて適当な保健指導を行うまで、九項目にわたり定められている。

7.結果処理と反省

各種の検査や健診の結果については学級・学年・全校とまとめて集団としての健康と、個についての統計資料を作成すると共に、検査の都度項目別に速報として教職員に知らせる手立てを講じる。また、受診・治療状況を整理し、児童一人一人の健康状況の把握を確実にしておく。最後に健康診断票の整理と点検をするとともに、実施した健康診断の計画や手順・結果処理・事後措置等について反省事項をまとめ次年度計画に役立てる。

8.反省事項とまとめ

以上本校では、校長以下全校職員の十分な協力体制をとるとともに、各学校医および学校歯科医、学校薬剤師および関係医療機関との連絡を密にし、健康診断に支障のないよう十分に配慮をしている。

II. 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の役割

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し技術及び指導に従事するものとする（学校保健法第16条－4）

① 学校医として (財)日本学校保健会常務理事 青木宣昭

近年のわが国の経済の高度成長は、地方の都市化、住宅の高層化のような環境の変化を、また核家族化、食生活の変容といった生活様式の変化をきたし、子どもの生活を従来のものと全く異ったものとしてしまった。この結果、体位の向上はあっても体力の増強にはつながらず、疾病・異常についても高血圧症、高脂血症、糖尿病、胃潰瘍等のいわゆる成人病の若年化が注目されるにいたった。

また、子ども達から遊ぶ時間・空間の消失をもたらした。事実われわれの周辺には子どもの群れはほとんど見当たらなくなってしまった。そして兄弟姉妹の減少を伴った核家族化とともに、子ども社会の中や兄弟姉妹と生活することで得られたいいくつかの「決り」を身につける機会を失わせることになった。このような事実が体位の向上にも心の成長が伴わないという不均衡を生み、これ等が社会不適応、情緒不安定、登校拒否、いじめ等々の心の問題を提起することにつながったのではなかろうか。

このような背景から、学校保健は多角的な視点からみていくことが求められ、その内容も変容しつつある時と言えよう。それに伴い、従来のような疾病・異常の早期発見を主目的とした健康診断重視の学校保健体制から、事後の健康対策や保健指導に主眼点をおく学校保健に転換することが求められている。従って学校医の役割りも、今後は健康教育の面が重要なものになって来よう。しかし、これは学校医の役割りとして健康診断の荷重が軽くなったことを意味するものではない。むしろ学校保健活動の導入部として、健康診断とその折の学校医の役割りは従来にもまして重要になってきたと言えよう。

そこで、今求められる健康診断とその時学校医が配慮したいいくつかの事項を列挙してみよう。

(1) 事後の対応につながる健康診断

学校保健関係者の一部に極端な意見として健康診

断無用論がある。その理由は、健康診断はその時の断面を示すのみで、在学期間とか学年間とかを通しての健康を反映していないということにある。確かに折角行われる健康診断が独立した行事となってしまって事後の活動に役立たなければこのような誹りは免れない。今真に求められる健康診断とは事後の指導、管理に有機的に連結されるもので、そのためには、疾病・異常に進む徵候はないか、また疾病・異常のある者についてはそれがどのように推移しているかを把握することに充分配慮する必要がある。そしてまたこれ等のデータも充分活用できるよう配慮することも必要にならう。

(2) 学校医集団の活用

現在のように多様化した疾病・異常のすべてについて一人の学校医が対応するのには自らその限界があろう。今、各地で行われている学校医集団（医師会学校医部或は学校医会等）の後方機能がよく前面で活用されるよう一層その機能の充実が求められる。

(3) 「健康調査票」の有効利用

より有効な健康診断を行うために疾病・異常の徵候、時間経過を知るために「健康調査票」を工夫して利用することがすすめられたが、現実には健康診断より指導管理によく利用される結果になっている。それはそれで意味はあるが、健康診断時にも児童生徒の背景を知る手段として、一層工夫して利用することが求められる。

(4) 健康診断票の改善

最近の疾病・異常の多様化は従来の健康診断票では対処でき難い部分が生じている。いわゆる成人病の若年化等についての記載は、その他の欄しかなく充分の記載は無理であり、早急の改善が望まれる。

(5) 健康診断のマッスの情報としての活用

健康診断の総合的な数値には、その地域に健康を阻害する因子があれば必ず表われる筈であり、これ

等は地域の問題として学校保健委員会等で充分検討され、地域の健康問題として還元されるべきものであろう。

ともあれ、事後に充分活用される健康診断は、今後の学校保健発展の大きな課題であり、これに当る学校医のこの面での努力が望まれる。

② 学校歯科医として……………日本学校歯科医師会常務理事 石川行男

歯・口腔の健康診断は、学校保健法施行規則に示してある通り学校歯科医によって行う。その運営については、学校を挙げて組織的に行い、健康診断の教育的効果を高めるよう配慮することが必要である。

歯の健康診断をより効果的にするためには、当日の運営や管理の対処よりも、その前後の指導の方にかかわってくる。そのため次のことに配慮した指導が大切である。

1 事前指導

これまでの歯の検診結果の推移を確かめさせ、自分及び自分たちの歯の健康管理や実践のありかたを自己評価させ、自分なりの予測をもって受診させるようにする。

2 事後指導

むし歯の進行程度に応じた治療勧告の対策だけでなく、これまでの歯の健康管理（生活）と判定結果

を対比させ、これから歯の健康維持のための生活改善と、その良い習慣をめざすことに指導の重点をおくようとする。

3 相互関連

事前・事後の指導は主として学級指導、日常指導の場でなされるが、その指導は健康診断の目標を達成するためのものである。したがって、行事の一連の指導とみなし、時間の確保も行事の時数としておさえるようにする。

児童生徒の歯の保健指導等では、学校だけが熱心に行っても、家庭が認識不足では、その効果を得ることはできない。保健だより、学校新聞などに統計資料や情報を流し、全校児童生徒が、健康診断結果の処理として、歯の健康を保つのに適した生活ができるよう家庭、地域の協力体制の確立をしていくことが必要である。

③ 学校薬剤師として……………東京都学校薬剤師会理事 杉下順一郎

学校薬剤師と健康診断については関連性はあるが、直接的な係りは少ない。学校をとりまく環境の整備は伝染病の予防に大切であり、環境保健の面で地域医療の一端を担うことになろう。

学校においては、環境衛生検査の実施計画が立案される。学校薬剤師が行う定期検査は「学校環境衛生の基準」によって各項目のねらいと実施時期が具体的に定められている。

新学期に入って直ぐに、身長の計測が実施されるが、体重計、身長計、体温計等の機器の点検、補正も計測前に行われている必要がある。

学校で使用される医薬品、毒物、劇物、衛生材料、用具等の保健管理に必要な資材について点検する事も大切である。保健室の備蓄医薬品では養護教諭が種類等について必要最小限にとどめ、充分な配慮がされていて、内用薬、外用薬、消毒薬、衛生材料、

用具、殺虫剤等の区分の明確表示、日の当らぬ場所の保管、鍵のかかる薬品戸棚に整理されていることを確認したい。更に薬品の安全性から、開封年月日の記入、使用期限、最終有効年月の確認をする。クロリネーターの試薬の交換・補充も必要である。

次に理科用薬品では、担任、担当教諭に毒、劇物の表示、普通薬との区別保管、購入日、使用目的などの実態、残量確認、不用薬品の処理について明確にしておくこと。廃棄処理する時に直接放流した場合、学校周辺に及ぼす影響の大きさを考えておく意識が大切である。

新学期は新入生も入学して来て、不馴れたために事故も起り易い時期と思われる。薬事衛生に関する事項は特に担当学校薬剤師と連絡を密にして万全を期すべきである。

Q&A — 学校保健活性化のための一

Q 健康診断の結果を確認し行動化するため、児童生徒間の協力、父母と学級担任の協力はどうしたらよいか。

A 前筑波大学教授 江口篤寿

明治30年代以来ずっと身体検査とよばれていたものを、昭和33年に学校保健法制定と同時に健康診断と改称したが、この時点から、健康診断事後措置を行うことも法律の中に明示された。

健康診断の結果を確認し行動化することこそ、健康診断事後措置そのものである。

ここで参考までに、健康診断事後措置に関する学校保健法および同法施行規則の中の条項を紹介する。

学校保健法第7条『学校においては、前条の健康診断（注：児童、生徒、学生及び幼児の健康診断）の結果に基き、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。』

同法施行規則第7条『学校においては、法第6条第1項の健康診断（注：児童、生徒、学生及び幼児の定期健康診断）を行ったときは、21日以内にその結果を児童、生徒又は幼児にあつては当該児童、生徒又は幼児及びその保護者に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第7条の措置をとらなければならない。（以下略）』

すなわち、健康診断を行った場合は、その結果を21日以内に児童生徒本人と父母に通知しなければならないことになっている。一般に、健康診断は、多くの検査項目で構成されており、例えば尿検査とか、学校医、学校歯科医による診察が異なった日に行われることが多いし、また、それぞれの結果が出る日が異なる場合が多い。そこで、結果を21日以内に通知しなければならないという規定をどの時点とするかについて迷っている学校があるようであるが、検査や診察の結果によっては、緊急に精密検査とか医療を開始しなければならないものがあるので、そのようなものは、その項目の結果だけでも判明したら直ぐに知らせることが必要である。

緊急に通知する必要はないもの、および全く異常が認められないものについては、健康診断のすべての検査項目が終了した時点から3週間以内に結果を通知すればよいが、このような場合でも、3週間以内のぎりぎりよりは、なるべく早く通知することが好ましい。そして、この通知にあたって重要なことは、異常がみられた場合だけでなく、全く異常がなかつた場合にも、必らず健康診

断のどのような検査項目で異常がなかつた旨を明記することである。

ところで、健康診断は学校行事として行われるものであり、教育的な意義をもつものであつて、健康診断の実施にあたっては、必ず学級指導等として事前指導および事後指導が行われなければならない。

前述した学校保健法による健康診断事後措置に関する規定の中に、児童生徒本人に健康診断結果を通知することは、学級指導の時間等を利用して行う健康診断事後指導の場合に行なうことが考えられるが、この場合に、単に結果を知らせるという形式的なもので終らせないで、たとえば、身長や体重の学級平均と学校全体の平均や全国平均との比較とか、むし歯の数についても同様に、学級、学校全体、全国のものとの比較等を示して、児童生徒に自分等の健康の状態はどのようにあるかを確認させることが必要である。

ただし、健康診断の結果の中にはプライバシーにかかわるものがあるし、身体発育値を扱う場合に、発育には個人差があることを理解させ、低身長や低体重の児童生徒が劣等感をいだいたり、いじめの対象にされることがないように配慮することが必要である。

そこで、健康診断の結果を確認し、児童生徒間の協力によって、健康の保持増進への行動化を図るために、学級担任は児童生徒のプライバシーにかかわる事項に十分に配慮しながら、養護教諭の協力のもとに、前述した学級の健康の実態を学校全体や全国値との比較を行うための資料作りを、学級の保健係りや保健委員の活動の一環に組み入れるなどによって、学級指導等で示す方法を考えられよう。

同様に父母の協力を得るためにも、前述した学校保健法に基づいて行う保護者への健康診断結果の通知を単に形式的に行なうだけでなく、保健便りや学級通信等を活用して、学級の健康の実態を学校全体や全国値と比較したものを見ることが必要である。更にPTAの保健部等の協力を得て、これらの資料作りに父母の参加を求めるこども、健康診断結果の確認と理解を深め、児童生徒の健康保持増進をめざした行動化のための父母と学級担任の協力を図るのに効果的とおもわれる。

昭和61年度 年齢別 身長・体重・胸囲・座高の平均値及び標準偏差

区分		身 長 (cm)		体 重 (kg)		胸 囲 (cm)		座 高 (cm)		
		平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	平均値	標準偏差	
男	幼稚園	5歳	110.8	4.63	19.2	2.57	56.4	3.01	62.7	2.72
	小	6	116.5	4.76	21.2	3.08	57.8	3.32	65.3	2.69
	学	7	122.2	5.03	23.8	3.77	59.9	3.85	67.8	2.83
	校	8	127.7	5.27	26.7	4.58	62.3	4.46	70.2	2.95
		9	132.9	5.49	29.7	5.52	64.7	5.17	72.4	2.97
		10	137.9	5.85	33.1	6.44	67.2	5.78	74.6	3.09
		11	143.6	6.70	37.0	7.53	69.9	6.32	77.0	3.52
		12	150.2	7.77	42.2	8.73	73.0	6.67	80.1	4.28
		13	157.7	7.82	47.7	9.20	76.4	6.55	83.7	4.49
		14	163.9	6.92	53.3	9.52	80.1	6.52	87.1	4.07
	高等	15	167.6	5.84	58.3	9.65	83.1	6.41	89.5	3.41
	学校	16	169.4	5.67	60.4	9.08	84.8	6.08	90.4	3.21
		17	170.3	5.64	61.8	8.98	86.2	5.99	90.9	3.13
女	幼稚園	5歳	109.9	4.60	18.8	2.48	55.1	3.01	62.2	2.70
	小	6	115.8	4.76	20.8	3.04	56.4	3.40	64.8	2.67
	学	7	121.5	5.02	23.3	3.67	58.5	3.86	67.4	2.80
	校	8	127.1	5.40	26.2	4.40	60.9	4.48	69.9	2.94
		9	132.8	5.85	29.4	5.26	63.6	5.13	72.4	3.18
		10	138.9	6.50	33.3	6.29	66.7	5.81	75.2	3.60
		11	145.6	6.68	38.2	7.30	70.7	6.31	78.6	3.82
		12	151.0	6.01	43.4	7.73	75.0	6.27	81.7	3.61
		13	154.4	5.34	47.1	7.36	77.7	5.74	83.5	3.16
		14	156.3	5.05	50.0	7.00	79.8	5.36	84.5	2.89
	高等	15	157.1	5.10	52.1	7.44	81.4	5.64	85.1	2.84
	学校	16	157.5	4.98	52.8	6.98	82.1	5.31	85.1	2.79
		17	157.7	4.99	52.8	6.65	82.2	5.03	85.1	2.83

(注) 年齢は、昭和61年4月1日現在の満年齢である。

文部省調査統計課

昭和62年度「学校保健用品」推薦品一覧 (昭和62年4月1日～昭和63年3月31日)

○印新規

別	番号	品 名	摘 要	商 社
図書	1	養護教諭質疑応答集	学校保健の基礎事項	第一法規(株)
	2	養護教諭ハンドブック	"	"
	③	養護教諭実務講座	養護教諭実務参考書	"
	4	すばらしい人間のからだ 全12巻	保健指導、保健学習	(株)リブリオ出版
薬品	1	カワイイ肝油ドロップ	ビタミンA、D栄養補給	河合製薬(株)
	2	ハイライト®90	ブール消毒用	日産化学工業(株)
	3	ポキール錠、液	駆虫剤	ワーナー・ランバート(株)
	4	日曹ハイクロン	ブール消毒用	日本曹達(株)
	5	ブール用バイゲンラックス	"	サンスター開発(株)
	6	アルボース石けん液	手・指の消毒、手洗い用	アルボース薬粧(株)
	7	ネオクロール、ニューW	ブール消毒用	四国化成工業(株)
	8	ジュニアサンテ	お子様目薬	参天製薬(株)
	9	シャボネット石けん液	手・指の洗浄用	サラヤ(株)
	10	南海クリーヤ	ブール消毒用	南海化学工業(株)
	11	こどもマイティア 15ml	目薬	千寿製薬(株)
	12	ヘマコンビスティックス 100枚 キッズディスティックス 100枚	尿検査試薬	三共(株)
器具材	1	教学タンサンカルシウムチョーク	教授用チョーク	日本教学工業(株)
	2	デントMシリーズ DENTM-3(低) DENTM-4(高)	学童用歯刷子	ライオン(株)
	3	塩素滅菌機	塩素滅菌用	日本フィーダ工業(株)
	4	NフィーダCSD12型 NフィーダHP-21型	学校給食用手ふき紙	(株)トーヨー
	5	クリーンウェット	学童用歯刷子	ライオン(株)
	6	リストライオンジュニア(高学年～中学生向け) ライオン歯刷子キャップ付(低学年用6才～9才) (高学年用9才～12才)	"	"
	7	携帯用酸素吸入器 Oパック A型	呼吸困難時の酸素吸入用	ミドリ安全(株)
	⑧	映画「輝く水しぶき」	ブール水質管理等ブール管理の ポイントを提示	四国化成工業(株)
	⑨	エルディナブキン	女子の生理用品	ライオン(株)

日本学校保健会だより



込山課長

文部省体育局学校保健課の人事異動

- 4月1日付で、体育局学校保健課長に込山進氏（こみやますすむ）（前大臣官房人事課調査官兼大臣官房企画官）が就任されました。なお、込山課長は昭和50年5月から昭和52年6月まで、学校保健課課長補佐を歴任されていました。
- 前学校保健課長 下宮進氏は、初等中等教育局特殊教育課長に栄転されました。

(財)日本学校保健会 62・63年度新役員決る

昭和62年5月27日(水)開催された本会評議員会で、次のように決定しました。

会長代行	村瀬 敏郎
副会長	村瀬 敏郎 尾花 茂 加藤 増夫 松尾 学
専務理事	和久井 健三

学校保健センター的事業

企画運営委員長	小栗 一好
理 事	青木 高志 沖津 貞夫 ○青山 松次 和久井健三 ○矢野 享 大月 恭一 児玉武伊知 金尾 宏 小林 清基 古瀬 一夫 松岡 健雄 山口 勇郎 ○榎田 桂 松田 一夫 ○小栗 一好 ○下田 巧 ○高石 昌弘 ○江口 篤寿 ○青木 宣昭 荒木 元秋 有澤 武 ○咲間 武夫 西連寺愛憲 種村 玄彦 ○平木 陽一 ○三浦 一郎 ○遠藤 秀夫 ○今村 要道 ○安藤 志ま 林 孝介 (○印 常務理事)

監 事	阿部 信美 有本 武二 木戸口 裕
顧 問	重田 定正 渋谷 敬三 岩尾泰次郎 向井 喜男 塙田 治作 柳川 覚治 関口 龍雄 山中 正一 村上 賢三

第12回全国学校保健会事務担当者連絡会の開催

- ・日 時 昭和62年6月16日(火) 午前10時から
- ・場 所 三菱銀行虎ノ門支店会議室
- ・協議事項 (主なもの)
 1. 昭和61年度全国学校保健協議大会における協議題等の処理と昭和62年度協議題の作成について
 2. 本会出版物の活用等について
 3. 本会に対する要望及び各加盟団体相互の連絡、情報交換など

(連絡会の内容等については次号で紹介します)

第37回全国学校保健研究大会予告

62年度の全国学校保健研究大会は、11月12日(木)、13日(金)、大阪府(大阪府立体育館他)で開催されます。

- ・標 題 21世紀を担う健康な子供の育成を目指して
一自ら健康で安全な生活を実践する子供ー
- ・日 程
 - 12日 評議員会・開会式・表彰式
 - 13日 課題別研究協議会
全国学校保健協議大会

あとがき……62年度最初の会報をお届けする。前会長 東 俊郎先生が昨年度末に逝去され、その後の役員人事を掲載するため遅れた次第である。前号も座談会の校正に手間とり、ここ2回程発行が大幅に遅れたことをお詫びする。

いま、21世紀の超高齢化社会へ突入していくとき、健康教育の重要性は国家的にも最優先されるべき事項である。その意味からも本会報が少しでも役立ってくれることを編集委員一同期待している。ご批判、ご注文をお寄せいただきたい。杉浦

